

別紙

諮問第1653号

答 申

1 審査会の結論

「東京都保健医療計画推進協議会公募委員の選考結果（第一次）について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都保健医療計画推進協議会公募委員の選定結果について（選考過程の詳細、作文の選考評価結果、総括表・委員評価シート並びに〇〇の評価結果・応募者一覧等関係資料の一切）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和4年7月29日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月27日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年11月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年6月28日（第211回第三部会）から同年10月30日（第214回第三部会）まで、4回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよ

うに判断する。

#### ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を「令和4年7月4日付4福保医政第745号『東京都保健医療計画推進協議会公募委員の選考結果（第一次）について』（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、応募者の氏名及び職業は条例7条2号に、応募者の年齢、性別、評価者の氏名、職名（役職名）、評価要素及び備考の各欄に記載された情報は同条6号にそれぞれ該当するとして、これらの情報（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とする本件一部開示決定を行った。

なお、本件開示請求のうち、「東京都保健医療計画推進協議会公募委員第二次選考（面接）に関する公文書」は非開示決定、「東京都保健医療計画推進協議会公募委員の選定結果について（選考過程の詳細、総括表・委員評価シート）」は不存在を理由とする非開示決定、「東京都保健医療計画推進協議会公募委員の選定結果について（〇〇の評価結果）」は存否応答拒否を理由とする非開示決定をそれぞれ行っており、これらの処分は本件審査請求の対象となっていない。

#### イ 東京都保健医療計画推進協議会について

##### （ア）東京都保健医療計画推進協議会について

東京都保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）は東京都保健医療計画推進協議会設置要綱（平成元年7月10日付元衛総企第41号。以下「要綱」という。）に基づき、東京都における保健医療計画の総合的かつ円滑な推進を図るため、設置されているものである。

##### （イ）協議会の委員について

要綱第3では「協議会は、学識経験を有する者、保健医療に従事する者、保健医療を受ける立場の者及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員33人以内をもって構成する。」と定められ、第4では「委員の任期は、2年とする。」と定められている。実施機関は、保健医療を受ける立場の者の代表として、都民から公募、選定をした協議会の委員（以下「公募委員」という。）を任命しており、2年の任期ごとに公募委員の選考を実施していると

説明する。

(ウ) 公募委員の選考方法について

実施機関は、公募委員の選考（以下「本件選考」という。）について、作文審査による第一次選考と面接審査による第二次選考からなり、第一次選考通過者のうち、第二次選考の採点結果の上位者を公募委員に選定していると説明する。なお、第一次選考においては、評価者3名が、申込方法に明記された題材の作文を、応募者の氏名、年齢、性別、職業、協議会委員の経験の有無、過去の応募歴等の情報を隠した状態で評価要素に基づき審査し、3名の採点結果の平均値上位の者が第二次選考の対象となるとのことである。

ウ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「起案用紙」、「決定文、第一次選考結果及び第二次選考（面接）予定一覧」、「東京都保健医療計画推進協議会令和4年度公募委員応募者一覧及び作文審査選定結果」（以下「応募者一覧表」という。）、「東京都保健医療計画推進協議会委員の第一次選考結果について」及び「東京都保健医療計画推進協議会委員の選考結果について」という文書から構成されている。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、起案用紙を除く全ての文書に応募者の氏名が記載され、応募者一覧表には氏名に加えて、応募者の年齢、性別、職業、評価者の氏名、職名（役職名）及び評価要素のほか、備考欄に協議会委員の経験の有無、過去の応募歴等の情報が記載されていた。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 応募者の氏名及び職業について

起案用紙を除く全ての文書に記載された応募者の氏名及び応募者一覧表に記載された応募者の職業については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号本文に該当し、実施機関によると第一次選考の結果は公表していないとのことであるから、これらは同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、非開示

が妥当である。

(イ) 応募者の年齢、性別及び備考欄の非開示とした部分について

実施機関は、応募者一覧表に記載された応募者の年齢、性別及び備考欄の非開示とした部分について、審査の結果に意図しない偏りがあった場合に、これを知った都民の間に特定の年齢層や性別が有利になるといった誤解が生じ、今後の公募委員の選考事務を遂行する上で支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当するとして、非開示とした旨説明する。

審査会が応募者一覧表を確認したところ、同表は氏名、年齢、性別及び職業の各欄のほか、評価者3者の採点、計（3者平均）、面接選考対象者及び備考の各欄から構成されており、採点結果の平均値上位の者から順に記載され、それぞれの欄は一体として個人に関する情報であると認められた。

応募者の年齢、性別及び備考欄の非開示とした部分に記載された情報については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

また、応募者一覧表については採点欄（評価者に関する情報を除く。）等の一部の情報が開示されているところ、本件選考の応募者は、自らの氏名や職業だけでなく、年齢、性別、過去の応募歴等の応募者個人を識別できる情報について、得点の高低、合格・不合格にかかわらず公開されないという暗黙の了解に基づいて応募しているものと認められ、その意味でこれらに背き、応募者を識別することができる情報を公にすることとなれば、本件選考事務に対する信頼を損ない、応募者が減少するなど、今後の選考事務を遂行する上で支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

したがって、応募者の年齢、性別及び備考欄の非開示とした部分に記載された情報は、条例7条2号及び同条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 評価者の職名（役職名）及び氏名について

実施機関は、応募者一覧表の評価者3者の採点欄に記載された評価者の職名（役

職名)、欄外の説明書中の評価者の職名(役職名)及び氏名を条例7条6号に該当するとして非開示としている。

審査会が検討したところ、評価者の職名(役職名)及び氏名は、これを公にすれば、応募者の合否に関して当該評価者への干渉等が発生するおそれがあり、その結果、公平な審査が困難になり、本件選考事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 評価要素について

実施機関は、応募者一覧表欄外に記載された説明書中の第一次選考に係る作文の評価要素を条例7条6号に該当するとして非開示としている。

審査会が検討したところ、評価要素は、応募者の作文を差別化するための採点の基準であることから、これらの情報を公にすれば、応募者の作文が似通った内容になり、採点結果に優劣を付け難くなり、本来の目的たる公募委員の適切な選定が困難になるおそれがあると認められることから条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ